新規上場申請のための四半期報告書

株式会社MFS

【表紙】

【提出書類】 新規上場申請のための四半期報告書

【提出先】 株式会社東京証券取引所

代表取締役社長 岩永 守幸 殿

【提出日】 2024年5月17日

【四半期会計期間】 第15期第1四半期(自 2023年7月1日 至 2023年9月30日)

【会社名】 株式会社MFS

【英訳名】 MFS, inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役CEO 中山田 明

【本店の所在の場所】 東京都千代田区大手町一丁目6番1号

【電話番号】 03-5989-0575

【事務連絡者氏名】 取締役CFO 平山 亮

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目6番1号

【電話番号】 03-5989-0575

【事務連絡者氏名】 取締役CFO 平山 亮

		貝
第一部	【企業情報】	1
第1	【企業の概況】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	1【主要な経営指標等の推移】	1
	2【事業の内容】	1
第2	【事業の状況】	2
	1【事業等のリスク】	2
	2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	2
	3【経営上の重要な契約等】	3
第3	【提出会社の状況】	4
	1【株式等の状況】	4
	2【役員の状況】	26
第4	【経理の状況】	27
	1【四半期連結財務諸表】	28
	2【その他】	37
第二部	【提出会社の保証会社等の情報】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	38
四半期	レビュー報告書	巻末

第一部 【企業情報】

第1【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第15期 第1四半期 連結累計期間
会計期間		自 2023年7月1日 至 2023年9月30日
売上高	(千円)	421, 152
経常損失(△)	(千円)	△20, 274
親会社株主に帰属する四半期純損失 (△)	(千円)	△20, 919
四半期包括利益	(千円)	△20, 919
純資産額	(千円)	1, 167, 911
総資産額	(千円)	1, 909, 659
1株当たり四半期純損失 (△)	(円)	△3. 28
潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益	(円)	_
自己資本比率	(%)	61. 2

- (注)1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
 - 2. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、 期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。
 - 3. 当社は、2024年 3 月22日付で普通株式 1 株につき200株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1 株当たり四半期純損失を算定しております。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

該当事項はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当第1四半期連結累計期間における国内経済は、個人消費や設備投資の持ち直し、雇用情勢の改善等により、緩やかな景気回復基調が継続しました。しかしながら、世界的な金融引締め政策および日本銀行の金融緩和政策変更、資材・エネルギー価格の高騰等、依然として先行き不透明な状況が続いております。

また、住宅ローン市場におきましては、「民間金融機関の住宅ローン金利推移」によると、民間金融機関の住宅ローンの変動金利には変化が見られず、一方、固定金利は海外経済と金融状況に左右され、上昇傾向があります。また、雇用・所得環境・物価動向、土地・建築コストの高騰による不動産価格の上昇、消費者の不動産購入マインドへの影響が懸念され、先行き不透明な状況であります。

このような事業環境の中、当社グループは、売上収益の成長を目指し、主力事業であるモゲチェック事業とINVASE 事業の両方で新たな人材採用に重点を置いていました。これにより、今後の成長戦略の基盤を築くために必要な人材 を確保しました。また、システム開発に先行投資し、将来的な市場シェア拡大のためにマーケティング施策を展開し た結果、収益とコストの改善を実現しました。

この結果、当第1四半期連結累計期間の業績は、売上高421,152千円となり、利益面では、営業損失16,750千円となりました。経常損失は20,274千円となり、税金等調整前四半期純損失は20,274千円となり、親会社株主に帰属する四半期純損失は20,919千円となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりです。

①モゲチェック事業

当第1四半期におきましては、既存の住宅ローン事業者、保険代理店、不動産業者などとの事業提携を通じて、それらの顧客に対してモゲチェックの利用を引き続き推進してきました。これにより潜在顧客層からの集客が加わったことで、売上収益の拡大に貢献しております。

この結果、当第1四半期連結累計期間の集客件数が約23万件増加(前年同期比約22.8%増)、ユーザー登録数が約1,600件増加(前年同期比約9.0%増)となり、売上高、売上総利益、セグメント利益も前年同期比で成長しております。モゲチェック事業の当第1四半期連結累計期間の業績は、売上高は303,972千円、セグメント利益は50,000千円となっております。

エゲチェ	ッカサー	- ビスの隹安粉及7	バユーザー登録数推移

	前々第1四半期連結累計期間 (自2021年7月1日 至2021年9月30日)	前第1四半期連結累計期間 (自2022年7月1日 至2022年9月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自2023年7月1日 至2023年9月30日)
集客数(件)	773, 585	1, 038, 245	1, 274, 776
ユーザー登録数(件)	6, 334	18, 016	19, 641

②INVASE事業

当セグメントにおきましては、金融機関及び不動産業者との提携を拡大し、バウチャー送客の品質向上のために、INVASEサービスのセキュリティ強化(いたずら防止対策等)を実施しました。更に、マーケティングの側面では、引き続きインフルエンサーマーケティングやセミナー開催などの施策を展開しました。これにより、集客数は減少したものの、バウチャー申込数は増加しております。この結果、当第1四半期連結累計期間のバウチャー申込数が前年同期比で約330件増加、バウチャー送客による売上高が66,924千円、借り換え本審査承認数は前年同期比で7件増加、借り換え媒介手数料による売上高が18,382千円となりました。

一方、2023年6月期からコンドミニアム・アセットマネジメント株式会社が自社物件販売戦略を停止した結果、不動産販売による売上高はありません。また、社内の営業体制の再編成に時間を要したため、不動産仲介による売上高は、

30,844千円となりました。

INVASEサービスの集客数及び申込数と本審査承認数の推移

	前々第1四半期連結累計期間 (自2021年7月1日 至2021年9月30日)	前第1四半期連結累計期間 (自2022年7月1日 至2022年9月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自2023年7月1日 至2023年9月30日)
バウチャー集客数 (件)	87, 428	137, 721	100, 739
バウチャー申込数 (件)	1, 190	1, 696	2, 025
借り換え本審査承認数 (件)	30	36	43
不動産投資の仲介取扱 件数(件)	_	35	38

この結果、INVASE事業の当第1四半期連結累計期間の業績は、売上高は117,179千円、セグメント損失は9,058千円となっております。

財政状態は、次の通りです。

当第1四半期連結会計期間末における資産合計は、1,909,659千円となりました。主な内訳は、現金及び預金1,492,667千円、売掛金245,383千円、無形固定資産109,443千円等です。

当第1四半期連結会計期間末における負債合計は、741,748千円となりました。主な内訳は、1年内償還予定の社債150,000千円、未払金134,071千円、長期借入金300,000千円等です。

当第1四半期連結会計期間末における純資産合計は、1,167,911千円となりました。主な内訳は、資本金100,000千円、資本剰余金2,435,479千円、利益剰余金 \triangle 1,367,567千円等です。

(2) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定について重要な変更はありません。

(3) 経営方針·経営戦略等

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

- (1) 【株式の総数等】
 - ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	99, 976, 849
A種優先株式	2, 250
B種優先株式	2, 900
C種優先株式	1,890
D種優先株式	2, 370
E種優先株式	1, 785
F種優先株式	6, 153
G種優先株式	5, 803
計	100, 000, 000

- (注) 1. 2024年2月22日開催の取締役会決議により、2024年3月22日付で普通株式1株につき200株の株式分割をおこなっております。
 - 2. 2024年2月22日開催の取締役会において、2024年3月8日付で普通株式を対価とする取得条項に基づき、A 種優先株式、B 種優先株式、C 種優先株式、D 種優先株式、E 種優先株式、F 種優先株式及びG 種優先株式の全てを当社が取得し、引き換えにこれらの種類株式の株主に対して普通株式の交付を行い、同日付で当社が取得したこれらの種類株式の全てを消却しております。また、2024年3月8日開催の臨時株主総会決議により、2024年3月8日付で種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (2023年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (2024年5月15日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	10,000	31, 863	非上場	完全議決権株式であり、権利 内容に何ら限定のない当社に おける標準となる株式であり ます。なお、単元株式数は100 株であります。
A種優先株式	2, 250	_	非上場	注1
B種優先株式	2, 900	_	非上場	注2
C種優先株式	1,890	_	非上場	注3
D種優先株式	2, 370	_	非上場	注 4
E種優先株式	1, 428	_	非上場	注 5
F種優先株式	5, 978	_	非上場	注 6
G種優先株式	5, 047	_	非上場	注 7
111111111111111111111111111111111111111	31, 863	31, 863	_	_

(注) 1. A種優先株式の内容は以下のとおりです。

1. 残余財産の分配

(1)残余財産の分配

当会社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、かつB種優先株主又はB種優先登録株式質権者、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者、D種優先株主又はD種優先登録株式質権者及びE種優先株主又はE種優先登録株式質権者に対して行う残余財産の分配と同順位で、A種優先株式1株につき、金4万円(以下、「A種優先分配額」という。)を支払う。

(2)参加条項

前項による分配の後なお残余財産がある場合には、普通株主及び普通登録株式質権者、A種優先株主及びA種優先登録株式質権者、B種優先株主及びB種優先登録株式質権者、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者、D種優先株主又はD種優先登録株式質権者、E種優先株主又はE種優先登録株式質権者、F種優先株主又はF種優先登録株式質権者、F種優先株主又はF種優先登録株式質権者、並びにG種優先株主又はG種優先登録株式質権者に対して分配を行う。この場合、当会社は、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、前項の分配額に加え、A種優先株式1株につき、普通株主又は普通登録株式質権者に対して普通株式1株につき分配する残余財産に第6条の6に定めるA種取得比率を乗じた額と同額の残余財産を分配する。

(3)残余財産分配額

A種優先分配額は、下記の定めに従い調整される。

① A 種優先株式の分割又は併合が行われたときは、A 種優先分配額は以下のとおり調整される。なお、「分割・併合の比率」とは、株式分割又は株式併合後の発行済株式総数を株式分割又は株式併合前の発行済株式総数で除した数を意味するものとし、以下同じとする。

分割・併合の比率

② A種優先株主に割当てを受ける権利を与えて株式の発行又は処分(株式無償割当てを含む。)を行ったときは、A種優先分配額は以下のとおり調整される。なお、下記算式の「既発行A種優先株式数」からは、当該発行又は処分の時点における当会社が保有する自己株式(A種優先株式のみ)の数を除外するものとし、自己株式を処分する場合は下記算式の「新発行A種優先株式数」は「処分する自己株式(A種優先株式)の数」と読み替えるものとする。

既発行A種当該調整新発行A種1株当たり優先株式数×前分配額+優先株式数×払込金額

調整後分配額 =

既発行A種優先株式数 + 新発行A種優先株式数

③第1号及び第2号における調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。

2. 金銭と引換えにする取得請求権

(1) 金銭と引換えにする取得請求権

A種優先株主は、当会社が、事業譲渡又は会社分割により、当会社の全部又は実質的に全部の事業を第三者に移転させた場合には、かかる移転の効力発生日を初日として60日間(以下、本条において「取得請求期間」という。)に限り、保有するA種優先株式の全部又は一部を取得しその取得と引換えに本条の定めにより金銭を交付することを当会社に請求することができる。

(2)効力の発生

前項の請求は、対象とする株式を特定した書面を当会社に交付することにより行うものとし、取得請求期間の 満了時に効力が生じるものとする。

(3)取得金額

本条によるA種優先株式の取得と引換えに交付される金銭は、1株当たり4万円(以下、「A種取得金額」という。)とする。なお、A種優先分配額の調整にかかる前条第3項の規定は、A種取得金額に準用するものとする。

(4)権利行使による効果

本条による取得の請求があった場合、当会社は取得請求期間の満了時において請求の対象となったA種優先株式を取得するものとし、直ちにA種取得金額に対象となる株式数を乗じた金額をA種優先株主に支払うものとする。

3. 普通株式と引換えにする取得請求権

(1) 金銭と引換えにする取得請求権

A種優先株主は、A種優先株主となった時点以降いつでも、保有するA種優先株式の全部又は一部につき、当会社がA種優先株式を取得するのと引換えに普通株式を交付することを当会社に請求することができる権利(以下、「取得請求権」という。)を有する。その条件は以下のとおりとする。

①A種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式数

A種優先株式1株の取得と引換えに交付する当会社の普通株式の株式数(以下、「A種取得比率」という。)は 次のとおりとする。かかる取得請求権の行使により各A種優先株主に対して交付される普通株式の数につき1株 未満の端数が発生した場合はこれを切り捨て、金銭による調整を行う。

A種優先株式の基準価額

A種取得比率= -

取得価額

②上記(1)のA種優先株式の基準価額及び取得価額は、当初4万円とする。

4. 取得価額等の調整

前条に定めるA種優先株式の基準価額及び取得価額は、以下の定めにより調整される。

(1)株式等の発行又は処分に伴う調整

A種優先株式発行後、下記①又は②に掲げる事由により当会社の株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、前条の取得価額(以下、「A種取得価額」という。)を、下記に定める調整式に基づき調整する。調整後のA種取得価額の適用時期は、下記①及び②のそれぞれに定めるところによる。調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。

①調整前のA種取得価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は処分する場合(株式無償割当てを含む。)。ただし、A種優先株式の取得請求権の行使、又は潜在株式等(取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者もしくは当会社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。以下同じ。)の取得原因(潜在株式等に基づき会社が普通株式を交付する原因となる保有者もしくは当会社の請求又は一定の事由を意味する。以下同じ。)の発生による場合を除く。調整後のA種取得価額は、募集又は割当てのための基準日があるときはその日の翌日、それ以外のときは株式の発行又は処分の効力発生日(会社法第209条第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日)の翌日以降にこれを適用する。

②調整前のA種取得価額を下回る潜在株式等取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等を発行又は処分する場合(無償割当てを含む。)。本②にいう「潜在株式等取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味するものとし、以下同様とする。調整後のA種取得価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日、それ以外のときは潜在株式等の発行又は処分の効力発生日(会社法第209条第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日)に、全ての潜在株式等につき取得原因が発生したものとみなし、このみなされる日の翌日以降これを適用する。

既発行当該調整前新発行1株当たり株式数 × 取得価額 + 株式数 × 払込金額

調整後取得価額 = -

既発行株式数 + 新発行株式数

なお、上記の調整式で使用する「既発行株式数」は、調整後のA種取得価額を適用する日の前日における、(i) 当会社の発行済普通株式数と、(ii)発行済潜在株式等の全てにつき取得原因が当該日において発生したとみなし たときに発行される普通株式数との合計数から、同日における当会社の保有する自己株式(普通株式のみ)の数 を控除した数を意味するものとする(ただし、当該調整の事由により上記(i)もしくは(ii)の普通株式数又は自己 株式(普通株式のみ)の数が変動する場合、当該変動前の数を基準とする。)。

会社が自己の保有する株式又は潜在株式等を処分することにより調整が行われる場合においては、上記の調整式で使用する「新発行株式数」の「新発行」は「処分する」と読み替えるものとする。

会社が潜在株式等を発行又は処分することにより調整が行われる場合においては、上記の調整式で使用する「新発行株式数」とは、発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株当たり払込金額」とは、上記②に定める潜在株式等取得価額を、それぞれ意味するものとする。

上記①又は②に定める普通株式又は潜在株式等の発行又は処分が、株主割当て又は無償割当てにより行われる場合は、前条に定めるA種優先株式の基準価額も、A種取得価額と同様に調整されるものとする。

上記の定めにかかわらず、本号に基づく調整は、(i) A種優先株式の発行済株式総数の50%以上を有するA種優先株主が書面により調整しないことに同意した場合、又は(ii) 当会社がストックオプション目的で当会社の取締役、監査役又は従業員に対して新株予約権を発行する場合(ただし、新株予約権の1株当たりの行使価額が、当該新株予約権の目的たる株式の時価として合理的に認められる金額以上である場合に限る。)には行われない。

(2)株式の分割又は併合による調整

A種優先株式発行後、株式の分割又は併合を行う場合は、A種取得価額は以下の調整式に基づき調整される。 調整後のA種取得価額は、株式分割の場合は割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の 翌日以降、それぞれ適用されるものとする。調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。 また、この場合A種優先株式の基準価額も、A種取得価額と同様に調整されるものとする。

調整後取得価額 = 当該調整前取得価額 × 分割・併合の比率

(3) その他の調整

上記に掲げた事由によるほか、次に該当する場合には、当会社は代表取締役、取締役、取締役会その他の機関の決定に基づき、合理的な範囲においてA種取得価額及び/又はA種優先株式の基準価額の調整を行うものとする。

- ①資本減少、時価を超える価格での普通株式もしくは潜在株式等の有償取得、合併、会社分割、株式移転又は 株式交換のためにA種取得価額の調整を必要とする場合。
- ②潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合。ただし、潜在株式等の全部について取得原因が発生した場合を除く。
 - ③潜在株式等にかかる第1号②に定める潜在株式等取得価額が修正される場合。
- ④上記のほか、当会社の普通株式数に変更又は変更の可能性を生じる事由の発生によってA種取得価額の調整が必要であると代表取締役、取締役、取締役会その他の機関が判断する場合。

5. 普通株式と引換えにする取得

当会社は、A種優先株式の発行以降、当会社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場(以下、「株式公開」という。)の申請を行うことが代表取締役、取締役、取締役会その他の機関で決定され、かつ株式公開に関する主幹事の金融商品取引業者から要請を受けた場合には、当該機関の定める日をもって、発行済のA種優先株式の全部を取得し、引換えにA種優先株主に当会社の普通株式を交付することができる。かかる場合に交付すべき普通株式の内容、数その他の条件については、前二条の定めを準用する。ただし、A種優先株主に交付される普通株式の数に1株に満たない端数が発生した場合の処理については、会社法第234条に従うものとする。

- 6. 定款において、会社法第322条第2項に関する定めはしておりません。
 - (注) 2. B種優先株式の内容は以下のとおりです。
- 1. 残余財産の分配
 - (1)残余財産の分配

当会社は、残余財産を分配するときは、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、かつA種優先株主又はA種優先登録株式質権者、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者、D種優先株主又はD種優先登録株式質権者及びE種優先株主又はE種優先登録株式質権者に対して行う残余財産の分配と同順位で、B種優先株式1株につき、金7万円(以下、「A種優先分配額」という。)を支払

う。

(2)参加条項

前項による分配の後なお残余財産がある場合には、普通株主及び普通登録株式質権者、A種優先株主及びA種優先登録株式質権者、B種優先株主及びB種優先登録株式質権者、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者、D種優先株主又はC種優先登録株式質権者、E種優先株主又はE種優先登録株式質権者、F種優先株主又はF種優先登録株式質権者、F種優先株主又はF種優先登録株式質権者、並びにG種優先株主又はG種優先登録株式質権者に対して分配を行う。この場合、当会社は、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対しては、前項の分配額に加え、B種優先株式1株につき、普通株主又は普通登録株式質権者に対して普通株式1株につき分配する残余財産に第6条の6に定めるB種取得比率を乗じた額と同額の残余財産を分配する。

(3)残余財産分配額

B種優先分配額は、下記の定めに従い調整される。

① A種優先株式の分割又は併合が行われたときは、B種優先分配額は以下のとおり調整される。なお、「分割・併合の比率」とは、株式分割又は株式併合後の発行済株式総数を株式分割又は株式併合前の発行済株式総数で除した数を意味するものとし、以下同じとする。

1 調整後分配額 = 当該調整前の分配額 × 分割・併合の比率

② B種優先株主に割当てを受ける権利を与えて株式の発行又は処分(株式無償割当てを含む。)を行ったときは、B種優先分配額は以下のとおり調整される。なお、下記算式の「既発行B種優先株式数」からは、当該発行又は処分の時点における当会社が保有する自己株式(B種優先株式のみ)の数を除外するものとし、自己株式を処分する場合は下記算式の「新発行B種優先株式数」は「処分する自己株式(A種優先株式)の数」と読み替えるものとする。

既発行B種当該調整新発行B種1株当たり優先株式数×前分配額+優先株式数×払込金額

調整後分配額 =

既発行B種優先株式数 + 新発行B種優先株式数

③第1号及び第2号における調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。

2. 金銭と引換えにする取得請求権

(1) 金銭と引換えにする取得請求権

B種優先株主は、当会社が、事業譲渡又は会社分割により、当会社の全部又は実質的に全部の事業を第三者に移転させた場合には、かかる移転の効力発生日を初日として60日間(以下、本条において「取得請求期間」という。)に限り、保有するB種優先株式の全部又は一部を取得しその取得と引換えに本条の定めにより金銭を交付することを当会社に請求することができる。

(2)効力の発生

前項の請求は、対象とする株式を特定した書面を当会社に交付することにより行うものとし、取得請求期間の 満了時に効力が生じるものとする。

(3)取得金額

本条によるB種優先株式の取得と引換えに交付される金銭は、1株当たり7万円(以下、「B種取得金額」という。)とする。なお、B種優先分配額の調整にかかる前条第3項の規定は、B種取得金額に準用するものとする。

(4)権利行使による効果

本条による取得の請求があった場合、当会社は取得請求期間の満了時において請求の対象となったB種優先株式を取得するものとし、直ちにB種取得金額に対象となる株式数を乗じた金額をB種優先株主に支払うものとする。

3. 普通株式と引換えにする取得請求権

(1)金銭と引換えにする取得請求権

B種優先株主は、B種優先株主となった時点以降いつでも、保有するB種優先株式の全部又は一部につき、当会社がB種優先株式を取得するのと引換えに普通株式を交付することを当会社に請求することができる権利(以下、「取得請求権」という。)を有する。その条件は以下のとおりとする。

①B種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式数

B種優先株式1株の取得と引換えに交付する当会社の普通株式の株式数(以下、「B種取得比率」という。)は 次のとおりとする。かかる取得請求権の行使により各B種優先株主に対して交付される普通株式の数につき1株 未満の端数が発生した場合はこれを切り捨て、金銭による調整を行う。

B種優先株式の基準価額

B種取得比率= -

取得価額

②上記(1)のB種優先株式の基準価額及び取得価額は、当初7万円とする。

4. 取得価額等の調整

前条に定めるB種優先株式の基準価額及び取得価額は、以下の定めにより調整される。

(1)株式等の発行又は処分に伴う調整

B種優先株式発行後、下記①又は②に掲げる事由により当会社の株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、前条の取得価額(以下、「B種取得価額」という。)を、下記に定める調整式に基づき調整する。調整後のB種取得価額の適用時期は、下記①及び②のそれぞれに定めるところによる。調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。

①調整前のB種取得価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は処分する場合(株式無償割当てを含む。)。ただし、B種優先株式の取得請求権の行使、又は潜在株式等(取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者もしくは当会社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。以下同じ。)の取得原因(潜在株式等に基づき会社が普通株式を交付する原因となる保有者もしくは当会社の請求又は一定の事由を意味する。以下同じ。)の発生による場合を除く。調整後のB種取得価額は、募集又は割当てのための基準日があるときはその日の翌日、それ以外のときは株式の発行又は処分の効力発生日(会社法第209条第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日)の翌日以降にこれを適用する。

②調整前のB種取得価額を下回る潜在株式等取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等を発行又は処分する場合(無償割当てを含む。)。本②にいう「潜在株式等取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味するものとし、以下同様とする。調整後のB種取得価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日、それ以外のときは潜在株式等の発行又は処分の効力発生日(会社法第209条第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日)に、全ての潜在株式等につき取得原因が発生したものとみなし、このみなされる日の翌日以降これを適用する。

既発行当該調整前新発行1株当たり株式数 × 取得価額+ 株式数 × 払込金額

調整後取得価額 = -

既発行株式数 + 新発行株式数

なお、上記の調整式で使用する「既発行株式数」は、調整後のB種取得価額を適用する日の前日における、(i) 当会社の発行済普通株式数と、(ii) 発行済潜在株式等の全てにつき取得原因が当該日において発生したとみなしたときに発行される普通株式数との合計数から、同日における当会社の保有する自己株式(普通株式のみ)の数を控除した数を意味するものとする(ただし、当該調整の事由により上記(i) もしくは(ii) の普通株式数又は自己株式(普通株式のみ)の数が変動する場合、当該変動前の数を基準とする。)。

会社が自己の保有する株式又は潜在株式等を処分することにより調整が行われる場合においては、上記の調整式で使用する「新発行株式数」の「新発行」は「処分する」と読み替えるものとする。

会社が潜在株式等を発行又は処分することにより調整が行われる場合においては、上記の調整式で使用する「新発行株式数」とは、発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株当たり払込金額」とは、上記②に定める潜在株式等取得価額を、それぞれ意味するものとする。

上記①又は②に定める普通株式又は潜在株式等の発行又は処分が、株主割当て又は無償割当てにより行われる

場合は、前条に定めるB種優先株式の基準価額も、B種取得価額と同様に調整されるものとする。

上記の定めにかかわらず、本号に基づく調整は、(i) B種優先株式の発行済株式総数の50%以上を有するB種優先株主が書面により調整しないことに同意した場合、又は(ii) 当会社がストックオプション目的で当会社の取締役、監査役又は従業員に対して新株予約権を発行する場合(ただし、新株予約権の1株当たりの行使価額が、当該新株予約権の目的たる株式の時価として合理的に認められる金額以上である場合に限る。)には行われない。

(2)株式の分割又は併合による調整

B種優先株式発行後、株式の分割又は併合を行う場合は、B種取得価額は以下の調整式に基づき調整される。 調整後のB種取得価額は、株式分割の場合は割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の 翌日以降、それぞれ適用されるものとする。調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。 また、この場合B種優先株式の基準価額も、B種取得価額と同様に調整されるものとする。

調整後取得価額 = 当該調整前取得価額 × 分割・併合の比率

(3) その他の調整

上記に掲げた事由によるほか、次に該当する場合には、当会社は代表取締役、取締役、取締役会その他の機関の決定に基づき、合理的な範囲においてB種取得価額及び/又はB種優先株式の基準価額の調整を行うものとする。

- ①資本減少、時価を超える価格での普通株式もしくは潜在株式等の有償取得、合併、会社分割、株式移転又は株式交換のためにB種取得価額の調整を必要とする場合。
- ②潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合。ただし、潜在株式等の全部について取得原因が発生した場合を除く。
 - ③潜在株式等にかかる第1号②に定める潜在株式等取得価額が修正される場合。
- ④上記のほか、当会社の普通株式数に変更又は変更の可能性を生じる事由の発生によってB種取得価額の調整が必要であると代表取締役、取締役会その他の機関が判断する場合。

5. 普通株式と引換えにする取得

当会社は、B種優先株式の発行以降、当会社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場(以下、「株式公開」という。)の申請を行うことが代表取締役、取締役、取締役会その他の機関で決定され、かつ株式公開に関する主幹事の金融商品取引業者から要請を受けた場合には、当該機関の定める日をもって、発行済のB種優先株式の全部を取得し、引換えにB種優先株主に当会社の普通株式を交付することができる。かかる場合に交付すべき普通株式の内容、数その他の条件については、前二条の定めを準用する。ただし、B種優先株主に交付される普通株式の数に1株に満たない端数が発生した場合の処理については、会社法第234条に従うものとする。

- 6. 定款において、会社法第322条第2項に関する定めはしておりません。
 - (注) 3. C種優先株式の内容は以下のとおりです。

1. 残余財産の分配

(1)残余財産の分配

当会社は、残余財産を分配するときは、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、かつA種優先株主又はA種優先登録株式質権者、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者、D種優先株主又はD種優先登録株式質権者及びE種優先株主又はE種優先登録株式質権者に対して行う残余財産の分配と同順位で、C種優先株式1株につき、金130,700円(以下、「C種優先分配額」という。)を支払う。

(2)参加条項

前項による分配の後なお残余財産がある場合には、普通株主及び普通登録株式質権者、A種優先株主及びA種優先登録株式質権者、B種優先株主及びB種優先登録株式質権者、C種優先株式及びC種優先登録株式質権者、D種優先株主又はD種優先登録株式質権者、E種優先株主又はE種優先登録株式質権者、F種優先株主又はF種優先登録株式質権者、並びにG種優先株主又はG種優先登録株式質権者に対して分配を行う。この場合、当会社は、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対しては、前項のC種優先分配額に加え、C種優先株式1株に

つき、普通株主又は普通登録株式質権者に対して普通株式1株につき分配する残余財産に第6条の17に定める C種取得比率を乗じた額と同額の残余財産を分配する。

(3)残余財産分配額

- C種優先分配額は、下記の定めに従い調整される。
- ① C 種優先株式の分割又は併合が行われたときは、C 種優先分配額は以下のとおり調整される。なお、「分割・併合の比率」とは、株式分割又は株式併合後の C 種優先株式の発行済株式総数を株式分割又は株式併合前の C 種優先株式の発行済株式総数で除した数を意味するものとし、以下同じとする。

1

調整後分配額 = 当該調整前の分配額 × -

分割・併合の比率

② C 種優先株主に割当てを受ける権利を与えて株式の発行又は処分(株式無償割当てを含む。)を行ったときは、C 種優先分配額は以下のとおり調整される。なお、下記算式の「既発行 C 種優先株式数」からは、当該発行又は処分の時点における当会社が保有する自己株式(C 種優先株式のみ)の数を除外するものとし、自己株式を処分する場合は下記算式の「新発行 C 種優先株式数」は「処分する自己株式(C 種優先株式)の数」と読み替えるものとする。

既発行C種当該調整新発行C種1株当たり優先株式数×前分配額+優先株式数×払込金額

調整後分配額 =

既発行C種優先株式数 + 新発行C種優先株式数

③第1号及び第2号における調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。

2. 金銭と引換えにする取得請求権

(1)金銭と引換えにする取得請求権

C種優先株主は、当会社が、事業譲渡又は会社分割により、当会社の全部又は実質的に全部の事業を第三者に移転させた場合には、かかる移転の効力発生日を初日として60日間(以下、本条において「取得請求期間」という。)に限り、保有するC種優先株式の全部又は一部を取得しその取得と引換えに本条の定めにより金銭を交付することを当会社に請求することができる。

(2) 効力の発生

前項の請求は、対象とする株式を特定した書面を当会社に交付することにより行うものとし、取得請求期間の満了時に効力が生じるものとする。

(3)取得金額

本条によるC種優先株式の取得と引換えに交付される金銭は、1株当たり130,693円(以下、「C種取得金額」という。)とする。なお、C種優先分配額の調整に係る前条第3項の規定は、C種取得金額に準用するものとする。

(4)権利行使による効果

本条による取得の請求があった場合、当会社は取得請求期間の満了時において請求の対象となったC種優先株式を取得するものとし、直ちにC種取得金額に対象となる株式数を乗じた金額をC種優先株主に支払うものとする。

3. 普通株式と引換えにする取得請求権

(1) 金銭と引換えにする取得請求権

C種優先株主は、C種優先株主となった時点以降いつでも、保有するC種優先株式の全部又は一部につき、当会社がC種優先株式を取得するのと引換えに普通株式を交付することを当会社に請求することができる権利(以下、「取得請求権」という。)を有する。その条件は以下のとおりとする。

①C種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式数

C種優先株式1株の取得と引換えに交付する当会社の普通株式の株式数(以下、「C種取得比率」という。)は次のとおりとする。かかる取得請求権の行使によりC種優先株主に対して交付される普通株式の数につき1株未満の端数が発生した場合はこれを切り捨て、金銭による調整を行う。

C種優先株式の基準価額

C種取得比率=

C種優先株式の取得価額

②上記(1)のC種優先株式の基準価額及び取得価額は、当初130,693円とする。

4. 取得価額等の調整

前条に定めるC種優先株式の基準価額及び取得価額は、以下の定めにより調整される。

(1)株式等の発行又は処分に伴う調整

C種優先株式発行後、下記①又は②に掲げる事由により当会社の株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、前条の取得価額(以下、「C種取得価額」という。)を、下記に定める調整式に基づき調整する。調整後のC種取得価額の適用時期は、下記①及び②のそれぞれに定めるところによる。調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。

①調整前のC種取得価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は処分する場合(株式無償割当てを含む。)。但し、C種優先株式の取得請求権の行使、又は潜在株式等(取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者もしくは当会社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。以下、同じ。)の取得原因(潜在株式等に基づき会社が普通株式を交付する原因となる保有者もしくは当会社の請求又は一定の事由を意味する。以下同じ。)の発生による場合を除く。調整後のC種取得価額は、募集又は割当てのための基準日があるときはその日の翌日、それ以外のときは株式の発行又は処分の効力発生日(会社法第209条第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日)の翌日以降にこれを適用する。

調整前のC種取得価額を下回る潜在株式等取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等を発行又は処分する場合(無償割当てを含む。)。本②にいう「潜在株式等取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味するものとし、以下同様とする。調整後のC種取得価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日、それ以外のときは潜在株式等の発行又は処分の効力発生日(会社法第209条第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日)に、全ての潜在株式等につき取得原因が発生したものとみなし、このみなされる日の翌日以降これを適用する。

既発行当該調整前新発行1株当たり株式数 × 取得価額 + 株式数 × 払込金額

調整後取得価額 = -

既発行株式数 + 新発行株式数

なお、上記の調整式で使用する「既発行株式数」は、調整後のC種取得価額を適用する日の前日における、(i) 当会社の発行済普通株式数と、(ii) 発行済潜在株式等の全てにつき取得原因が当該日において発生したとみなしたときに発行される普通株式数との合計数から、同日における当会社の保有する自己株式(普通株式のみ)の数を控除した数を意味するものとする(但し、当該調整の事由により上記(i) もしくは(ii) の普通株式数又は自己株式(普通株式のみ)の数が変動する場合、当該変動前の数を基準とする。)。

会社が自己の保有する株式又は潜在株式等を処分することにより調整が行われる場合においては、上記の調整式で使用する「新発行株式数」の「新発行」は「処分する」と読み替えるものとする。

会社が潜在株式等を発行又は処分することにより調整が行われる場合においては、上記の調整式で使用する「新発行株式数」とは、発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株当たり払込金額」とは、上記②に定める潜在株式等取得価額を、それぞれ意味するものとする。

上記①又は②に定める普通株式又は潜在株式等の発行又は処分が、株主割当て又は無償割当てにより行われる場合は、前条に定めるC種優先株式の基準価額も、C種取得価額と同様に調整されるものとする。

上記の定めにかかわらず、本号に基づく調整は、(i) C種優先株式の発行済株式総数の50%以上を有するC種優先株主が書面により調整しないことに同意した場合、又は(ii)当会社がストックオプション目的で当会社の取締役、監査役又は従業員に対して新株予約権を発行する場合(但し、新株予約権の1株当たりの行使価額が、当該新株予約権の目的たる株式の時価として合理的に認められる金額以上である場合に限る。)には行われない。

(2)株式の分割又は併合による調整

C種優先株式発行後、株式の分割又は併合を行う場合は、C種取得価額は以下の調整式に基づき調整される。 調整後のC種取得価額は、株式分割の場合は割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の 翌日以降、それぞれ適用されるものとする。調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。 また、この場合C種優先株式の基準価額も、C種取得価額と同様に調整されるものとする。

1 調整後取得価額 = 当該調整前取得価額 × 分割・併合の比率

(3) その他の調整

上記に掲げた事由によるほか、次に該当する場合には、当会社は代表取締役、取締役、取締役会その他の機関の決定に基づき、合理的な範囲においてC種取得価額及び/又はC種優先株式の基準価額の調整を行うものとする。

- ①資本減少、時価を超える価格での普通株式もしくは潜在株式等の有償取得、合併、会社分割、株式移転又は 株式交換のためにC種取得価額の調整を必要とする場合。
- ②潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合。但し、潜在株式等の全部について取得 原因が発生した場合を除く。
 - ③潜在株式等にかかる第1号②に定める潜在株式等取得価額が修正される場合。

上記のほか、当会社の普通株式数に変更又は変更の可能性を生じる事由の発生によってC種取得価額の調整が必要であると代表取締役、取締役、取締役会その他の機関が判断する場合。

5. 普通株式と引換えにする取得

当会社は、C種優先株式の発行以降、当会社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場(以下、「株式公開」という。)の申請を行うことが代表取締役、取締役、取締役会その他の機関で決定され、かつ株式公開に関する主幹事の金融商品取引業者から要請を受けた場合には、当該機関の定める日をもって、発行済のC種優先株式の全部を取得し、引換えにC種優先株主に当会社の普通株式を交付することができる。かかる場合に交付すべき普通株式の内容、数その他の条件については、前二条の定めを準用する。但し、C種優先株主に交付される普通株式の数に1株に満たない端数が発生した場合の処理については、会社法第234条に従うものとする。

- 6. 定款において、会社法第322条第2項に関する定めはしておりません。
 - (注) 4 D種優先株式の内容は以下のとおりです。

1. 残余財産の分配

(1)残余財産の分配

当会社は、残余財産を分配するときは、D種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、かつA種優先株主又はA種優先登録株式質権者、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者及びE種優先株主又はE種優先登録株式質権者に対して行う残余財産の分配と同順位で、D種優先株式1株につき、金140,000円(以下、「D種優先分配額」という。)を支払う。

(2)参加条項

前項による分配の後なお残余財産がある場合には、普通株主及び普通登録株式質権者、A種優先株主及びA種優先登録株式質権者、B種優先株主及びB種優先登録株式質権者、C種優先株主及びC種優先登録株式質権者、D種優先株主及びD種優先登録株式質権者、E種優先株主又はE種優先登録株式質権者、F種優先株主又はF種優先登録株式質権者、F種優先株主又はF種優先登録株式質権者、並びにG種優先株主又はG種優先登録株式質権者に対して分配を行う。この場合、当会社は、D種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対しては、前項のD種優先分配額に加え、D種優先株式1株につき、普通株主又は普通登録株式質権者に対して普通株式1株につき分配する残余財産に第6条の23に定めるD種取得比率を乗じた額と同額の残余財産を分配する。

(3)残余財産分配額

D種優先分配額は、下記の定めに従い調整される。

① D種優先株式の分割又は併合が行われたときは、D種優先分配額は以下のとおり調整される。なお、「分割・併合の比率」とは、株式分割又は株式併合後のD種優先株式の発行済株式総数を株式分割又は株式併合前の

D種優先株式の発行済株式総数で除した数を意味するものとし、以下同じとする。

1

調整後分配額 = 当該調整前の分配額 × -----

分割・併合の比率

②D種優先株主に割当てを受ける権利を与えて株式の発行又は処分(株式無償割当てを含む。)を行ったときは、D種優先分配額は以下のとおり調整される。なお、下記算式の「既発行D種優先株式数」からは、当該発行又は処分の時点における当会社が保有する自己株式(D種優先株式のみ)の数を除外するものとし、自己株式を処分する場合は下記算式の「新発行D種優先株式数」は「処分する自己株式(D種優先株式)の数」と読み替えるものとする。

既発行D種当該調整新発行D種1株当たり優先株式数× 前分配額+ 優先株式数× 払込金額

調整後分配額 =

既発行D種優先株式数 + 新発行D種優先株式数

③第1号及び第2号における調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。

2. 金銭と引換えにする取得請求権

(1) 金銭と引換えにする取得請求権

D種優先株主は、当会社が、事業譲渡又は会社分割により、当会社の全部又は実質的に全部の事業を第三者に移転させた場合には、かかる移転の効力発生日を初日として60日間(以下、本条において「取得請求期間」という。)に限り、保有するD種優先株式の全部又は一部を取得しその取得と引換えに本条の定めにより金銭を交付することを当会社に請求することができる。

(2)効力の発生

前項の請求は、対象とする株式を特定した書面を当会社に交付することにより行うものとし、取得請求期間の 満了時に効力が生じるものとする。

(3)取得金額

本条によるD種優先株式の取得と引換えに交付される金銭は、1株当たり140,000円(以下、「D種取得金額」という。)とする。なお、D種優先分配額の調整に係る前条第3項の規定は、D種取得金額に準用するものとする。

(4)権利行使による効果

本条による取得の請求があった場合、当会社は取得請求期間の満了時において請求の対象となったD種優先株式を取得するものとし、直ちにD種取得金額に対象となる株式数を乗じた金額をD種優先株主に支払うものとする。

3. 普通株式と引換えにする取得請求権

(1)金銭と引換えにする取得請求権

D種優先株主は、D種優先株主となった時点以降いつでも、保有するD種優先株式の全部又は一部につき、当会社がD種優先株式を取得するのと引換えに普通株式を交付することを当会社に請求することができる権利(以下、「取得請求権」という。)を有する。その条件は以下のとおりとする。

①D種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式数

D種優先株式1株の取得と引換えに交付する当会社の普通株式の株式数(以下、「D種取得比率」という。)は次のとおりとする。かかる取得請求権の行使によりD種優先株主に対して交付される普通株式の数につき1株未満の端数が発生した場合はこれを切り捨て、金銭による調整を行う。

D種優先株式の基準価額

D種取得比率= -

D種優先株式の取得価額

②上記(1)のD種優先株式の基準価額及び取得価額は、当初140,000円とする。

4. 取得価額等の調整

前条に定めるD種優先株式の基準価額及び取得価額は、以下の定めにより調整される。

(1)株式等の発行又は処分に伴う調整

D種優先株式発行後、下記①又は②に掲げる事由により当会社の株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、前条の取得価額(以下、「D種取得価額」という。)を、下記に定める調整式に基づき調整する。調整後のD種取得価額の適用時期は、下記①及び②のそれぞれに定めるところによる。調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。

①調整前のD種取得価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は処分する場合(株式無償割当てを含む。)。但し、D種優先株式の取得請求権の行使、又は潜在株式等(取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者もしくは当会社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。以下、同じ。)の取得原因(潜在株式等に基づき会社が普通株式を交付する原因となる保有者もしくは当会社の請求又は一定の事由を意味する。以下同じ。)の発生による場合を除く。調整後のD種取得価額は、募集又は割当てのための基準日があるときはその日の翌日、それ以外のときは株式の発行又は処分の効力発生日(会社法第209条第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日)の翌日以降にこれを適用する。

調整前のD種取得価額を下回る潜在株式等取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等を発行又は処分する場合(無償割当てを含む。)。本②にいう「潜在株式等取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味するものとし、以下同様とする。調整後のD種取得価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日、それ以外のときは潜在株式等の発行又は処分の効力発生日(会社法第209条第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日)に、全ての潜在株式等につき取得原因が発生したものとみなし、このみなされる日の翌日以降これを適用する。

既発行当該調整前新発行1株当たり株式数 × 取得価額 + 株式数 × 払込金額

調整後取得価額 = -----

既発行株式数 + 新発行株式数

なお、上記の調整式で使用する「既発行株式数」は、調整後のD種取得価額を適用する日の前日における、(i) 当会社の発行済普通株式数と、(ii) 発行済潜在株式等の全てにつき取得原因が当該日において発生したとみなしたときに発行される普通株式数との合計数から、同日における当会社の保有する自己株式(普通株式のみ)の数を控除した数を意味するものとする(但し、当該調整の事由により上記(i)もしくは(ii)の普通株式数又は自己株式(普通株式のみ)の数が変動する場合、当該変動前の数を基準とする。)。

会社が自己の保有する株式又は潜在株式等を処分することにより調整が行われる場合においては、上記の調整式で使用する「新発行株式数」の「新発行」は「処分する」と読み替えるものとする。

会社が潜在株式等を発行又は処分することにより調整が行われる場合においては、上記の調整式で使用する「新発行株式数」とは、発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株当たり払込金額」とは、上記②に定める潜在株式等取得価額を、それぞれ意味するものとする。

上記①又は②に定める普通株式又は潜在株式等の発行又は処分が、株主割当て又は無償割当てにより行われる場合は、前条に定めるD種優先株式の基準価額も、D種取得価額と同様に調整されるものとする。

上記の定めにかかわらず、本号に基づく調整は、(i) D種優先株式の発行済株式総数の50%以上を有するD種優先株主が書面により調整しないことに同意した場合、又は(ii) 当会社がストックオプション目的で当会社の取締役、監査役又は従業員に対して新株予約権を発行する場合(但し、新株予約権の1株当たりの行使価額が、当該新株予約権の目的たる株式の時価として合理的に認められる金額以上である場合に限る。)には行われない。

(2)株式の分割又は併合による調整

D種優先株式発行後、株式の分割又は併合を行う場合は、D種取得価額は以下の調整式に基づき調整される。 調整後のD種取得価額は、株式分割の場合は割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の 翌日以降、それぞれ適用されるものとする。調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。 また、この場合D種優先株式の基準価額も、D種取得価額と同様に調整されるものとする。

(3) その他の調整

上記に掲げた事由によるほか、次に該当する場合には、当会社は代表取締役、取締役、取締役会その他の機関の決定に基づき、合理的な範囲においてD種取得価額及び/又はD種優先株式の基準価額の調整を行うものとする。

- ①資本減少、時価を超える価格での普通株式もしくは潜在株式等の有償取得、合併、会社分割、株式移転又は株式交換のためにD種取得価額の調整を必要とする場合。
- ②潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合。但し、潜在株式等の全部について取得 原因が発生した場合を除く。
 - ③潜在株式等にかかる第1号②に定める潜在株式等取得価額が修正される場合。
- ④上記のほか、当会社の普通株式数に変更又は変更の可能性を生じる事由の発生によってD種取得価額の調整が必要であると代表取締役、取締役、取締役会その他の機関が判断する場合。

5. 普通株式と引換えにする取得

当会社は、D種優先株式の発行以降、当会社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場(以下、「株式公開」という。)の申請を行うことが代表取締役、取締役、取締役会その他の機関で決定され、かつ株式公開に関する主幹事の金融商品取引業者から要請を受けた場合には、当該機関の定める日をもって、発行済のD種優先株式の全部を取得し、引換えにD種優先株主に当会社の普通株式を交付することができる。かかる場合に交付すべき普通株式の内容、数その他の条件については、前二条の定めを準用する。但し、D種優先株主に交付される普通株式の数に1株に満たない端数が発生した場合の処理については、会社法第234条に従うものとする。

- 6. 定款において、会社法第322条第2項に関する定めはしておりません。
 - (注) 5 E種優先株式の内容は以下のとおりです。

1. 残余財産の分配

(1)残余財産の分配

当会社は、残余財産を分配するときは、E種優先株主又はE種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、かつA種優先株主又はA種優先登録株式質権者、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者及びD種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対して行う残余財産の分配と同順位で、E種優先株式1株につき、金140,000円(以下、「E種優先分配額」という。)を支払う。

(2)参加条項

前項による分配の後なお残余財産がある場合には、普通株主及び普通登録株式質権者、A種優先株主及びA種優先登録株式質権者、B種優先株主及びB種優先登録株式質権者、C種優先株主及びC種優先登録株式質権者、D種優先株主及びD種優先登録株式質権者、E種優先株主及びE種優先登録株式質権者、F種優先株主又はF種優先登録株式質権者、がびにG種優先株主又はG種優先登録株式質権者に対して分配を行う。この場合、当会社は、E種優先株主又はE種優先登録株式質権者に対しては、前項のE種優先分配額に加え、E種優先株式1株につき、普通株主又は普通登録株式質権者に対して普通株式1株につき分配する残余財産に第6条の29に定めるE種取得比率を乗じた額と同額の残余財産を分配する。

(3)残余財産分配額

E種優先分配額は、下記の定めに従い調整される。

① E 種優先株式の分割又は併合が行われたときは、E 種優先分配額は以下のとおり調整される。なお、「分割・併合の比率」とは、株式分割又は株式併合後のE 種優先株式の発行済株式総数を株式分割又は株式併合前のE 種優先株式の発行済株式総数で除した数を意味するものとし、以下同じとする。

1

調整後分配額 = 当該調整前の分配額 × -

分割・併合の比率

②E種優先株主に割当てを受ける権利を与えて株式の発行又は処分(株式無償割当てを含む。)を行ったとき

は、E種優先分配額は以下のとおり調整される。なお、下記算式の「既発行E種優先株式数」からは、当該発行 又は処分の時点における当会社が保有する自己株式(E種優先株式のみ)の数を除外するものとし、自己株式を 処分する場合は下記算式の「新発行E種優先株式数」は「処分する自己株式(E種優先株式)の数」と読み替え るものとする。

既発行E種当該調整新発行E種1株当たり優先株式数×前分配額+優先株式数×払込金額

調整後分配額 =

既発行E種優先株式数 + 新発行E種優先株式数

③第1号及び第2号における調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。

2. 金銭と引換えにする取得請求権

(1) 金銭と引換えにする取得請求権

E種優先株主は、当会社が、事業譲渡又は会社分割により、当会社の全部又は実質的に全部の事業を第三者に移転させた場合には、かかる移転の効力発生日を初日として60日間(以下、本条において「取得請求期間」という。)に限り、保有するE種優先株式の全部又は一部を取得しその取得と引換えに本条の定めにより金銭を交付することを当会社に請求することができる。

(2)効力の発生

前項の請求は、対象とする株式を特定した書面を当会社に交付することにより行うものとし、取得請求期間の 満了時に効力が生じるものとする。

(3)取得金額

本条によるE種優先株式の取得と引換えに交付される金銭は、1株当たり140,000円(以下、「E種取得金額」という。)とする。なお、E種優先分配額の調整に係る前条第3項の規定は、E種取得金額に準用するものとする。

(4)権利行使による効果

本条による取得の請求があった場合、当会社は取得請求期間の満了時において請求の対象となったE種優先株式を取得するものとし、直ちにE種取得金額に対象となる株式数を乗じた金額をE種優先株主に支払うものとする。

3. 普通株式と引換えにする取得請求権

(1) 金銭と引換えにする取得請求権

E種優先株主は、E種優先株主となった時点以降いつでも、保有するE種優先株式の全部又は一部につき、当会社がE種優先株式を取得するのと引換えに普通株式を交付することを当会社に請求することができる権利(以下、「取得請求権」という。)を有する。その条件は以下のとおりとする。

①E種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式数

E種優先株式1株の取得と引換えに交付する当会社の普通株式の株式数(以下、「E種取得比率」という。)は次のとおりとする。かかる取得請求権の行使によりE種優先株主に対して交付される普通株式の数につき1株未満の端数が発生した場合はこれを切り捨て、金銭による調整を行う。

E種優先株式の基準価額

E種取得比率= -

E種優先株式の取得価額

②上記(1)のE種優先株式の基準価額及び取得価額は、当初140,000円とする。

4. 取得価額等の調整

前条に定めるE種優先株式の基準価額及び取得価額は、以下の定めにより調整される。

(1)株式等の発行又は処分に伴う調整

E種優先株式発行後、下記①又は②に掲げる事由により当会社の株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる 可能性がある場合は、前条の取得価額(以下、「E種取得価額」という。)を、下記に定める調整式に基づき調整する。調整後のE種取得価額の適用時期は、下記①及び②のそれぞれに定めるところによる。調整額の算定上 発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。

①調整前のE種取得価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は処分する場合(株式無償割当てを含む。)。但し、E種優先株式の取得請求権の行使、又は潜在株式等(取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者もしくは当会社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。以下、同じ。)の取得原因(潜在株式等に基づき会社が普通株式を交付する原因となる保有者もしくは当会社の請求又は一定の事由を意味する。以下同じ。)の発生による場合を除く。調整後のE種取得価額は、募集又は割当てのための基準日があるときはその日の翌日、それ以外のときは株式の発行又は処分の効力発生日(会社法第209条第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日)の翌日以降にこれを適用する。

調整前のE種取得価額を下回る潜在株式等取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等を発行又は処分する場合(無償割当てを含む。)。本②にいう「潜在株式等取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味するものとし、以下同様とする。調整後のE種取得価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日、それ以外のときは潜在株式等の発行又は処分の効力発生日(会社法第209条第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日)に、全ての潜在株式等につき取得原因が発生したものとみなし、このみなされる日の翌日以降これを適用する。

既発行当該調整前新発行1株当たり株式数 × 取得価額+ 株式数 × 払込金額

調整後取得価額 = -

既発行株式数 + 新発行株式数

なお、上記の調整式で使用する「既発行株式数」は、調整後のE種取得価額を適用する日の前日における、(i) 当会社の発行済普通株式数と、(ii) 発行済潜在株式等の全てにつき取得原因が当該日において発生したとみなしたときに発行される普通株式数との合計数から、同日における当会社の保有する自己株式(普通株式のみ)の数を控除した数を意味するものとする(但し、当該調整の事由により上記(i)もしくは(ii)の普通株式数又は自己株式(普通株式のみ)の数が変動する場合、当該変動前の数を基準とする。)。

会社が自己の保有する株式又は潜在株式等を処分することにより調整が行われる場合においては、上記の調整式で使用する「新発行株式数」の「新発行」は「処分する」と読み替えるものとする。

会社が潜在株式等を発行又は処分することにより調整が行われる場合においては、上記の調整式で使用する「新発行株式数」とは、発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株当たり払込金額」とは、上記②に定める潜在株式等取得価額を、それぞれ意味するものとする。

上記①又は②に定める普通株式又は潜在株式等の発行又は処分が、株主割当て又は無償割当てにより行われる場合は、前条に定めるE種優先株式の基準価額も、E種取得価額と同様に調整されるものとする。

上記の定めにかかわらず、本号に基づく調整は、(i) E種優先株式の発行済株式総数の50%以上を有するE種優先株主が書面により調整しないことに同意した場合、又は(i i) 当会社がストックオプション目的で当会社の取締役、監査役又は従業員に対して新株予約権を発行する場合(但し、新株予約権の1株当たりの行使価額が、当該新株予約権の目的たる株式の時価として合理的に認められる金額以上である場合に限る。)には行われない。

(2)株式の分割又は併合による調整

E種優先株式発行後、株式の分割又は併合を行う場合は、E種取得価額は以下の調整式に基づき調整される。 調整後のE種取得価額は、株式分割の場合は割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の 翌日以降、それぞれ適用されるものとする。調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。 また、この場合E種優先株式の基準価額も、E種取得価額と同様に調整されるものとする。

1 調整後取得価額 = 当該調整前取得価額 × 分割・併合の比率

(3) その他の調整

上記に掲げた事由によるほか、次に該当する場合には、当会社は代表取締役、取締役、取締役会その他の機関の決定に基づき、合理的な範囲においてE種取得価額及び/又はE種優先株式の基準価額の調整を行うものとする。

- ①資本減少、時価を超える価格での普通株式もしくは潜在株式等の有償取得、合併、会社分割、株式移転又は株式交換のためにE種取得価額の調整を必要とする場合。
- ②潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合。但し、潜在株式等の全部について取得 原因が発生した場合を除く。
 - ③潜在株式等にかかる第1号②に定める潜在株式等取得価額が修正される場合。
- ④上記のほか、当会社の普通株式数に変更又は変更の可能性を生じる事由の発生によってE種取得価額の調整が必要であると代表取締役、取締役、取締役会その他の機関が判断する場合。

5. 普通株式と引換えにする取得

当会社は、E種優先株式の発行以降、当会社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場(以下、「株式公開」という。)の申請を行うことが代表取締役、取締役、取締役会その他の機関で決定され、かつ株式公開に関する主幹事の金融商品取引業者から要請を受けた場合には、当該機関の定める日をもって、発行済のE種優先株式の全部を取得し、引換えにE種優先株主に当会社の普通株式を交付することができる。かかる場合に交付すべき普通株式の内容、数その他の条件については、前二条の定めを準用する。但し、E種優先株主に交付される普通株式の数に1株に満たない端数が発生した場合の処理については、会社法第234条に従うものとする。

- 6. 定款において、会社法第322条第2項に関する定めはしておりません。
 - (注) 6 F種優先株式の内容は以下のとおりです。

1. 残余財産の分配

(1)残余財産の分配

当会社は、残余財産を分配するときは、F種優先株主又はF種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者、D種優先株主又はD種優先登録株式質権者及びE種優先株主又はE種優先登録株式質権者に先立ち、F種優先株式1株につき、金172,300円(以下、「F種優先分配額」という。)を支払う。

(2)参加条項

残余財産の総額が、F種優先分配額に発行済のF種優先株式の総数を乗じた金額の合計額に満たない場合、F 種優先株主又はF種優先登録株式質権者は、それぞれが保有するF種優先株式の数に応じて分配を受ける。

(3)残余財産分配額

F種優先分配額は、下記の定めに従い調整される。

① F 種優先株式の分割又は併合が行われたときは、F 種優先分配額は以下のとおり調整される。なお、「分割・併合の比率」とは、株式分割又は株式併合後のF 種優先株式の発行済株式総数を株式分割又は株式併合前の F 種優先株式の発行済株式総数で除した数を意味するものとし、以下同じとする。

調整後分配額 = 当該調整前の分配額 × 分割・併合の比率

②F種優先株主に割当てを受ける権利を与えて株式の発行又は処分(株式無償割当てを含む。)を行ったときは、F種優先分配額は以下のとおり調整される。なお、下記算式の「既発行F種優先株式数」からは、当該発行又は処分の時点における当会社が保有する自己株式(F種優先株式のみ)の数を除外するものとし、自己株式を処分する場合は下記算式の「新発行F種優先株式数」は「処分する自己株式(F種優先株式)の数」と読み替えるものとする。

既発行F種当該調整新発行F種1株当たり優先株式数 × 前分配額 + 優先株式数 × 払込金額

調整後分配額 =

既発行F種優先株式数 + 新発行F種優先株式数

③第1号及び第2号における調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。

2. 金銭と引換えにする取得請求権

(1) 金銭と引換えにする取得請求権

F種優先株主は、当会社が、事業譲渡又は会社分割により、当会社の全部又は実質的に全部の事業を第三者に移転させた場合には、かかる移転の効力発生日を初日として60日間(以下、本条において「取得請求期間」という。)に限り、保有するF種優先株式の全部又は一部を取得しその取得と引換えに本条の定めにより金銭を交付することを当会社に請求することができる。

(2)効力の発生

前項の請求は、対象とする株式を特定した書面を当会社に交付することにより行うものとし、取得請求期間の 満了時に効力が生じるものとする。

(3)取得金額

本条によるF種優先株式の取得と引換えに交付される金銭は、1株当たり172,300円(以下、「F種取得金額」という。)とする。なお、F種優先分配額の調整に係る前条第3項の規定は、F種取得金額に準用するものとする。

(4)権利行使による効果

本条による取得の請求があった場合、当会社は取得請求期間の満了時において請求の対象となったF種優先株式を取得するものとし、直ちにF種取得金額に対象となる株式数を乗じた金額をF種優先株主に支払うものとする。

3. 普通株式と引換えにする取得請求権

(1)金銭と引換えにする取得請求権

F種優先株主は、F種優先株主となった時点以降いつでも、保有するF種優先株式の全部又は一部につき、当会社がF種優先株式を取得するのと引換えに普通株式を交付することを当会社に請求することができる権利(以下、「取得請求権」という。)を有する。その条件は以下のとおりとする。

①F種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式数

F種優先株式1株の取得と引換えに交付する当会社の普通株式の株式数(以下、「F種取得比率」という。)は次のとおりとする。かかる取得請求権の行使によりF種優先株主に対して交付される普通株式の数につき1株未満の端数が発生した場合はこれを切り捨て、金銭による調整を行う。

F種優先株式の基準価額

F種取得比率= -

F種優先株式の取得価額

②上記(1)のF種優先株式の基準価額及び取得価額は、当初172,300円とする。

4. 取得価額等の調整

前条に定めるF種優先株式の基準価額及び取得価額は、以下の定めにより調整される。

(1)株式等の発行又は処分に伴う調整

F種優先株式発行後、下記①又は②に掲げる事由により当会社の株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、前条の取得価額(以下、「F種取得価額」という。)を、下記に定める調整式に基づき調整する。調整後のF種取得価額の適用時期は、下記①及び②のそれぞれに定めるところによる。調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。

①調整前のF種取得価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は処分する場合(株式無償割当てを含む。)。但し、F種優先株式の取得請求権の行使、又は潜在株式等(取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者もしくは当会社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。以下、同じ。)の取得原因(潜在株式等に基づき会社が普通株式を交付する原因となる保有者もしくは当会社の請求又は一定の事由を意味する。以下同じ。)の発生による場合を除く。調整後のF種取得価額は、募集又は割当てのための基準日があるときはその日の翌日、それ以外のときは株式の発行又は処分の効力発生日(会社法第209条第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日)の翌日以降にこれを適用する。

調整前のF種取得価額を下回る潜在株式等取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等を発行又は処分

する場合(無償割当てを含む。)。本②にいう「潜在株式等取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味するものとし、以下同様とする。調整後のF種取得価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日、それ以外のときは潜在株式等の発行又は処分の効力発生日(会社法第209条第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日)に、全ての潜在株式等につき取得原因が発生したものとみなし、このみなされる日の翌日以降これを適用する。

既発行当該調整前新発行1株当たり株式数 × 取得価額 + 株式数 × 払込金額

調整後取得価額 =

既発行株式数 + 新発行株式数

なお、上記の調整式で使用する「既発行株式数」は、調整後のF種取得価額を適用する日の前日における、(i) 当会社の発行済普通株式数と、(ii) 発行済潜在株式等の全てにつき取得原因が当該日において発生したとみなしたときに発行される普通株式数との合計数から、同日における当会社の保有する自己株式(普通株式のみ)の数を控除した数を意味するものとする(但し、当該調整の事由により上記(i)もしくは(ii)の普通株式数又は自己株式(普通株式のみ)の数が変動する場合、当該変動前の数を基準とする。)。

会社が自己の保有する株式又は潜在株式等を処分することにより調整が行われる場合においては、上記の調整式で使用する「新発行株式数」の「新発行」は「処分する」と読み替えるものとする。

会社が潜在株式等を発行又は処分することにより調整が行われる場合においては、上記の調整式で使用する「新発行株式数」とは、発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株当たり払込金額」とは、上記②に定める潜在株式等取得価額を、それぞれ意味するものとする。

上記①又は②に定める普通株式又は潜在株式等の発行又は処分が、株主割当て又は無償割当てにより行われる場合は、前条に定めるF種優先株式の基準価額も、F種取得価額と同様に調整されるものとする。

上記の定めにかかわらず、本号に基づく調整は、(i)F種優先株式の発行済株式総数の50%以上を有するF種優先株主が書面により調整しないことに同意した場合、又は(ii)当会社がストックオプション目的で当会社の取締役、監査役又は従業員に対して新株予約権を発行する場合(但し、新株予約権の1株当たりの行使価額が、当該新株予約権の目的たる株式の時価として合理的に認められる金額以上である場合に限る。)には行われない。

(2)株式の分割又は併合による調整

F種優先株式発行後、株式の分割又は併合を行う場合は、F種取得価額は以下の調整式に基づき調整される。 調整後のF種取得価額は、株式分割の場合は割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の 翌日以降、それぞれ適用されるものとする。調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。 また、この場合F種優先株式の基準価額も、F種取得価額と同様に調整されるものとする。

| 調整後取得価額 = 当該調整前取得価額 × 分割・併合の比率

(3) その他の調整

上記に掲げた事由によるほか、次に該当する場合には、当会社は代表取締役、取締役、取締役会その他の機関の決定に基づき、合理的な範囲においてF種取得価額及び/又はF種優先株式の基準価額の調整を行うものとする。

- ①資本減少、時価を超える価格での普通株式もしくは潜在株式等の有償取得、合併、会社分割、株式移転又は株式交換のためにF種取得価額の調整を必要とする場合。
- ②潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合。但し、潜在株式等の全部について取得 原因が発生した場合を除く。
 - ③潜在株式等にかかる第1号②に定める潜在株式等取得価額が修正される場合。
- ④上記のほか、当会社の普通株式数に変更又は変更の可能性を生じる事由の発生によってF種取得価額の調整が必要であると代表取締役、取締役、取締役会その他の機関が判断する場合。

5. 普通株式と引換えにする取得

当会社は、F種優先株式の発行以降、当会社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場(以下、「株式公開」

という。)の申請を行うことが代表取締役、取締役、取締役会その他の機関で決定され、かつ株式公開に関する主幹事の金融商品取引業者から要請を受けた場合には、当該機関の定める日をもって、発行済のF種優先株式の全部を取得し、引換えにF種優先株主に当会社の普通株式を交付することができる。かかる場合に交付すべき普通株式の内容、数その他の条件については、前二条の定めを準用する。但し、F種優先株主に交付される普通株式の数に1株に満たない端数が発生した場合の処理については、会社法第234条に従うものとする。

- 6. 定款において、会社法第322条第2項に関する定めはしておりません。
 - (注) 7 G種優先株式の内容は以下のとおりです。
- 1. 残余財産の分配
 - (1)残余財産の分配

当会社は、残余財産を分配するときは、G種優先株主又はG種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者、D種優先株主又はD種優先登録株式質権者、E種優先株主又はE種優先登録株式質権者、及びF種優先株主又はF種優先登録株式質権者に先立ち、G種優先株式I株につき、金172,300円(以下、「G種優先分配額」という。)を支払う。

(2)参加条項

残余財産の総額が、G種優先分配額に発行済のG種優先株式の総数を乗じた金額の合計額に満たない場合、G 種優先株主又はG種優先登録株式質権者は、それぞれが保有するG種優先株式の数に応じて分配を受ける。

- (3)残余財産分配額
 - G種優先分配額は、下記の定めに従い調整される。
 - ① G 種優先株式の分割又は併合が行われたときは、G 種優先分配額は以下のとおり調整される。なお、「分割・併合の比率」とは、株式分割又は株式併合後のG 種優先株式の発行済株式総数を株式分割又は株式併合前の G 種優先株式の発行済株式総数で除した数を意味するものとし、以下同じとする。

調整後分配額 = 当該調整前の分配額 × 分割・併合の比率

②G種優先株主に割当てを受ける権利を与えて株式の発行又は処分(株式無償割当てを含む。)を行ったときは、G種優先分配額は以下のとおり調整される。なお、下記算式の「既発行G種優先株式数」からは、当該発行又は処分の時点における当会社が保有する自己株式(G種優先株式のみ)の数を除外するものとし、自己株式を処分する場合は下記算式の「新発行G種優先株式数」は「処分する自己株式(G種優先株式)の数」と読み替えるものとする。

既発行G種 当該調整 新発行G種 1株当たり 優先株式数 \times 前分配額 + 優先株式数 \times 払込金額

調整後分配額 = -

既発行G種優先株式数 + 新発行G種優先株式数

③第1号及び第2号における調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。

2. 金銭と引換えにする取得請求権

(1)金銭と引換えにする取得請求権

G種優先株主は、当会社が、事業譲渡又は会社分割により、当会社の全部又は実質的に全部の事業を第三者に移転させた場合には、かかる移転の効力発生日を初日として60日間(以下、本条において「取得請求期間」という。)に限り、保有するG種優先株式の全部又は一部を取得しその取得と引換えに本条の定めにより金銭を交付することを当会社に請求することができる。

(2)効力の発生

前項の請求は、対象とする株式を特定した書面を当会社に交付することにより行うものとし、取得請求期間の 満了時に効力が生じるものとする。

(3)取得金額

本条によるG種優先株式の取得と引換えに交付される金銭は、1株当たり172,300円(以下、「G種取得金額」という。)とする。なお、G種優先分配額の調整に係る前条第3項の規定は、G種取得金額に準用するものとする。

(4)権利行使による効果

本条による取得の請求があった場合、当会社は取得請求期間の満了時において請求の対象となったG種優先株式を取得するものとし、直ちにG種取得金額に対象となる株式数を乗じた金額をG種優先株主に支払うものとする。

3. 普通株式と引換えにする取得請求権

(1)金銭と引換えにする取得請求権

G種優先株主は、G種優先株主となった時点以降いつでも、保有するG種優先株式の全部又は一部につき、当会社がG種優先株式を取得するのと引換えに普通株式を交付することを当会社に請求することができる権利(以下、「取得請求権」という。)を有する。その条件は以下のとおりとする。

①G種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式数

G種優先株式1株の取得と引換えに交付する当会社の普通株式の株式数(以下、「G種取得比率」という。)は 次のとおりとする。かかる取得請求権の行使によりG種優先株主に対して交付される普通株式の数につき1株未 満の端数が発生した場合はこれを切り捨て、金銭による調整を行う。

G種優先株式の基準価額

G種取得比率= -

G種優先株式の取得価額

②上記(1)のG種優先株式の基準価額及び取得価額は、当初172,300円とする。

4. 取得価額等の調整

前条に定めるG種優先株式の基準価額及び取得価額は、以下の定めにより調整される。

(1)株式等の発行又は処分に伴う調整

G種優先株式発行後、下記①又は②に掲げる事由により当会社の株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、前条の取得価額(以下、「G種取得価額」という。)を、下記に定める調整式に基づき調整する。調整後のG種取得価額の適用時期は、下記①及び②のそれぞれに定めるところによる。調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。

①調整前のG種取得価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は処分する場合(株式無償割当てを含む。)。但し、G種優先株式の取得請求権の行使、又は潜在株式等(取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者もしくは当会社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。以下、同じ。)の取得原因(潜在株式等に基づき会社が普通株式を交付する原因となる保有者もしくは当会社の請求又は一定の事由を意味する。以下同じ。)の発生による場合を除く。調整後のG種取得価額は、募集又は割当てのための基準日があるときはその日の翌日、それ以外のときは株式の発行又は処分の効力発生日(会社法第209条第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日)の翌日以降にこれを適用する。

調整前のG種取得価額を下回る潜在株式等取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等を発行又は処分する場合(無償割当てを含む。)。本②にいう「潜在株式等取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味するものとし、以下同様とする。調整後のG種取得価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日、それ以外のときは潜在株式等の発行又は処分の効力発生日(会社法第209条第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日)に、全ての潜在株式等につき取得原因が発生したものとみなし、このみなされる日の翌日以降これを適用する。

既発行当該調整前新発行1株当たり株式数 × 取得価額 + 株式数 × 払込金額

你以效 ^ 以付Ш假

調整後取得価額 = -

既発行株式数 + 新発行株式数

なお、上記の調整式で使用する「既発行株式数」は、調整後のG種取得価額を適用する日の前日における、

(i) 当会社の発行済普通株式数と、(ii) 発行済潜在株式等の全てにつき取得原因が当該日において発生したとみなしたときに発行される普通株式数との合計数から、同日における当会社の保有する自己株式(普通株式のみ)の数を控除した数を意味するものとする(但し、当該調整の事由により上記(i)もしくは(ii)の普通株式数又は自己株式(普通株式のみ)の数が変動する場合、当該変動前の数を基準とする。)。

会社が自己の保有する株式又は潜在株式等を処分することにより調整が行われる場合においては、上記の調整式で使用する「新発行株式数」の「新発行」は「処分する」と読み替えるものとする。

会社が潜在株式等を発行又は処分することにより調整が行われる場合においては、上記の調整式で使用する「新発行株式数」とは、発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株当たり払込金額」とは、上記②に定める潜在株式等取得価額を、それぞれ意味するものとする。

上記①又は②に定める普通株式又は潜在株式等の発行又は処分が、株主割当て又は無償割当てにより行われる場合は、前条に定めるG種優先株式の基準価額も、G種取得価額と同様に調整されるものとする。

上記の定めにかかわらず、本号に基づく調整は、(i) G種優先株式の発行済株式総数の50%以上を有する G種優先株主が書面により調整しないことに同意した場合、又は(ii) 当会社がストックオプション目的で当会社の取締役、監査役又は従業員に対して新株予約権を発行する場合(但し、新株予約権の1株当たりの行使価額が、当該新株予約権の目的たる株式の時価として合理的に認められる金額以上である場合に限る。)には行われない。

(2)株式の分割又は併合による調整

G種優先株式発行後、株式の分割又は併合を行う場合は、G種取得価額は以下の調整式に基づき調整される。 調整後のG種取得価額は、株式分割の場合は割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の 翌日以降、それぞれ適用されるものとする。調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。 また、この場合G種優先株式の基準価額も、G種取得価額と同様に調整されるものとする。

調整後取得価額 = 当該調整前取得価額 × 分割・併合の比率

(3) その他の調整

上記に掲げた事由によるほか、次に該当する場合には、当会社は代表取締役、取締役、取締役会その他の機関の決定に基づき、合理的な範囲においてG種取得価額及び/又はG種優先株式の基準価額の調整を行うものとする。

- ①資本減少、時価を超える価格での普通株式もしくは潜在株式等の有償取得、合併、会社分割、株式移転又は 株式交換のためにG種取得価額の調整を必要とする場合。
- ②潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合。但し、潜在株式等の全部について取得 原因が発生した場合を除く。
 - ③潜在株式等にかかる第1号②に定める潜在株式等取得価額が修正される場合。
- ④上記のほか、当会社の普通株式数に変更又は変更の可能性を生じる事由の発生によってG種取得価額の調整が必要であると代表取締役、取締役、取締役会その他の機関が判断する場合。

5. 普通株式と引換えにする取得

当会社は、G種優先株式の発行以降、当会社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場(以下、「株式公開」という。)の申請を行うことが代表取締役、取締役、取締役会その他の機関で決定され、かつ株式公開に関する主幹事の金融商品取引業者から要請を受けた場合には、当該機関の定める日をもって、発行済のG種優先株式の全部を取得し、引換えにG種優先株主に当会社の普通株式を交付することができる。かかる場合に交付すべき普通株式の内容、数その他の条件については、前二条の定めを準用する。但し、G種優先株主に交付される普通株式の数に1株に満たない端数が発生した場合の処理については、会社法第234条に従うものとする。

6. 定款において、会社法第322条第2項に関する定めはしておりません。

- (2) 【新株予約権等の状況】
 - ① 【ストックオプション制度の内容】 該当事項はありません。
 - ② 【その他の新株予約権等の状況】 該当事項はありません。
- (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】 該当事項はありません。
- (4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式	発行済株式	資本金	資本金	資本準備金	資本準備金
	総数増減数	総数残高	増減額	残高	増減額	残高
	(株)	(株)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
2023年9月30日		普通株式 10,000 A種優先株式 2,250 B種優先株式 2,900 C種優先株式 1,890 D種優先株式 2,370 E種優先株式 1,428 F種優先株式 5,978 G種優先株式 5,978 G種優先株式 5,047	_	100, 000	_	434, 799

- (注) 1. 2024年2月22日開催の取締役会において、2024年3月8日付で普通株式を対価とする取得条項に基づき、A 種優先株式、B 種優先株式、C 種優先株式、D 種優先株式、E 種優先株式、F 種優先株式及びG 種優先株式 の全てを当社が取得し、引き換えにこれらの種類株式の株主に対して普通株式の交付を行い、同日付で当社 が取得したこれらの種類株式の全てを消却しております。
 - 2. 株式分割(1:200)によるものであります。

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2023年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	_	_	_
議決権制限株式(自己株式等)	_	_	_
議決権制限株式(その他)	_	_	_
完全議決権株式(自己株式等)	_	_	_
完全議決権株式(その他)	31, 863	普通株式 10,000 A種優先株式 2,250 B種優先株式 2,900 C種優先株式 1,890 D種優先株式 2,370 E種優先株式 1,428 F種優先株式 5,978 G種優先株式 5,047	_
単元未満株式	_	_	_
発行済株式総数	31, 863		_
総株主の議決権	_	31, 863	_

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令 第64号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、第1四半期連結会計期間(2023年7月1日から2023年9月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(2023年7月1日から2023年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位:千円)

	当第1四半期連結会計期間 (2023年9月30日)
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	1, 492, 667
売掛金	245, 383
その他	29, 396
貸倒引当金	$\triangle 2,536$
流動資産合計	1, 764, 911
固定資産	
有形固定資産	9, 938
無形固定資産	109, 443
投資その他の資産	23, 159
固定資産合計	142, 541
繰延資産	
株式交付費	2, 206
繰延資産合計	2, 206
資産合計	1, 909, 659
負債の部	
流動負債	
短期借入金	45, 833
1年内償還予定の社債	150, 000
未払金	134, 071
未払法人税等	3, 225
その他	108, 618
流動負債合計	441,748
固定負債	
長期借入金	300, 000
固定負債合計	300, 000
負債合計	741, 748
純資産の部	
株主資本	
資本金	100, 000
資本剰余金	2, 435, 479
利益剰余金	△1, 367, 567
株主資本合計	1, 167, 911
純資産合計	1, 167, 911
負債純資産合計	1, 909, 659

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

	(単位:千円)
	当第1四半期連結累計期間 (自 2023年7月1日
	至 2023年9月30日)
売上高	421, 152
売上原価	63, 120
売上総利益	358, 031
販売費及び一般管理費	374, 781
営業損失(△)	△16, 750
営業外収益	
受取利息	17
ポイント収入	85
雑収入	290
営業外収益合計	393
営業外費用	
支払利息	2,052
社債利息	1, 047
株式交付費償却	817
営業外費用合計	3, 917
経常損失(△)	<u>△20, 274</u>
税金等調整前四半期純損失 (△)	<u>△20, 274</u>
法人税、住民税及び事業税	645
法人税等合計	645
四半期純損失 (△)	△20, 919
親会社株主に帰属する四半期純損失 (△)	△20, 919

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

	(単位:千円)_
	当第1四半期連結累計期間 (自 2023年7月1日
	至 2023年9月30日)
四半期純損失 (△)	△20, 919
四半期包括利益	△20, 919
(内訳)	
親会社株主に係る四半期包括利益	△20, 919

【注記事項】

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりです。

当第1四半期連結累計期間 (自 2023年7月1日 至 2023年9月30日) 減価償却費 1,409千円

(株主資本等関係)

当第1四半期連結累計期間(自 2023年7月1日 至 2023年9月30日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自 2023年7月1日 至 2023年9月30日)

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント			细軟箔 (汗)	四半期連結損益
	モゲチェック 事業	INVASE事業	計	調整額(注)	計算書計上額
売上高					
外部顧客への売上高	303, 972	117, 179	421, 152	_	421, 152
セグメント間の内部売上高 又は振替高	_	_	_	_	_
計	303, 972	117, 179	421, 152	_	421, 152
セグメント利益又は セグメント損失(△)	50, 000	△9, 058	40, 942	△57, 693	△16, 750

(注) セグメント利益又は損失(△)の調整額は、報告セグメントに配分していない全社費用であり、グループ共通のコーポレート業務等に係る一般管理費です。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当第1四半期連結累計期間(自 2023年7月1日 至 2023年9月30日)

(単位:千円)

	報告セグメント			三田 市ケ 安石	∧ ⇒1
	モゲチェック 事業	INVASE事業	計	調整額	合計
送客手数料	302, 793	66, 924	369, 718	_	369, 718
仲介手数料	_	30, 844	30, 844	_	30, 844
その他	1, 178	19, 410	20, 588	_	20, 588
顧客との契約から生じる収益	303, 972	117, 179	421, 152	_	421, 152
その他の収益		_	_	_	_
外部顧客への売上高	303, 972	117, 179	421, 152	_	421, 152

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第1四半期連結累計期間 (自 2023年7月1日 至 2023年9月30日)
1株当たり四半期純損失(△)	△3円28銭
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する四半期純損失(△) (千円)	△20, 919
普通株主(普通株主と同等の株主を含む)に帰属しない金額(千 円)	_
普通株式(普通株式と同等の株式を含む)に係る親会社株主に帰属する四半期純損失(△)(千円)	△20, 919
普通株式(普通株式と同等の株式を含む)の期中平均株式数(株)	6, 372, 600
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	_

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。
 - 2. 当社は、2024年 3 月22日付けで普通株式 1 株につき普通株式200株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1 株当たり四半期純損失を算定しております。
 - 3. 優先株式は、剰余金の配当請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、普通株式と同等の株式としております。

(重要な後発事象)

(新株予約権の発行)

当社は、2024年2月22日開催の臨時株主総会において、会社法第236条及び第238条の規定に基づき、当社の監査 役及び従業員並びに子会社の取締役及び従業員に対し、第9回新株予約権を発行することを決議いたしました。

第9回新株予約権(2024年2月22日臨時株主総会決議)

決議年月日	2024年2月22日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 19 当社監査役 1 子会社取締役 1 子会社従業員 7
新株予約権の数(個)※	291 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 291 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	300,000 (注) 2
新株予約権の行使期間 ※	自 2026年2月23日 至 2034年2月22日 (権利行使期間の最終日が銀行休業日の場合はその前銀行 営業日)まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発 行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 300,000 資本組入額 150,000
新株予約権の行使の条件 ※	新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において も、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、顧問又は従 業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による 退任、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りで ない。 その他の条件は、当社と新株予約権の割当てを受けた者 との間で締結した「新株予約権割当契約」で定めるところ による。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。(注)3
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	_

- ※ 新株予約権付与時(2024年2月22日)における内容を記載しております。
- (注)1. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」は、退職の理由により権利を 喪失した者の個数及び株式数を減じております。
 - 2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価格を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価格 =調整前行使価格 × <u>分割・併合の比率</u>

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の 算式により行使価格を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

- 3. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
 - ①権利者が下記いずれの身分とも喪失した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる.
 - i. 当社又は当社の子会社(会社法第2条第3項に定める当社の子会社を意味し、以下単に「子会社」という。)の取締役又は監査役
 - ii. 当社又は子会社の使用人
 - iii. 顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は子会社との間で委任、請 負等の継続的な契約関係にある者
 - ② 次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は未行使の本新株予約権を無償で取得することがで

きる。

- i. 権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合
- ii. 権利者が当社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、またはその役員若 しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社又は子会社と協業した場合。但し、当社の書面によ る事前の承認を得た場合を除く
- iii. 権利者が法令違反その他不正行為により当社又は子会社の信用を損ねた場合
- iv. 権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、公租公課の滞納処分を受けた場合
- v. 権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が 不渡りとなった場合
- vi. 権利者につき破産申請手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合
- vii. 権利者につき解散の決議が行われた場合
- viii. 権利者が反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、その他暴力、威力又は詐欺的手法を使用して経済的利益を追求する集団又は個を意味する。以下、同じ。)であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合
- ix. 権利者が本要項又は本新株予約権に関して当社と締結した契約に違反した場合
- ③ 権利者が当社又は子会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合(本新株予約権発行後かかる身分を有するに至った場合を含む。)において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
 - i. 権利者が自己に適用される当社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合
 - ii. 権利者が取締役としての忠実義務等当社又は子会社に対する義務に違反した場合

(優先株式の取得及び消却)

当社は、2024年2月22日開催の取締役会において、A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式、F種優先株式及びG種優先株式すべてにつき、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2024年3月8日付で自己株式として取得し、対価としてA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式、F種優先株式及びG種優先株式1株につき、それぞれ普通株式1株を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式、F種優先株式及びG種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式、F種優先株式及びG種優先株式のすべてについて、同日付で消却しております。なお、当社は、2024年3月8日開催の臨時株主総会により、同日付で種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。

優先株式の普通株式への交換状況

(1) 取得及び消却した株式数

A種優先株式	2,250株
B種優先株式	2,900株
C種優先株式	1,890株
D種優先株式	2,370株
E種優先株式	1,428株
F種優先株式	5,978株
G種優先株式	5,047株

(2) 交換により交付した普通株式数

普通株式 21,863株

(3) 交付後の発行済普通株式数

31,863株

(株式分割及び単元株制度の採用)

当社は、2024年2月22日開催の取締役会決議に基づき、2024年3月22日付けをもって株式分割を行い、2024年3月8日開催の臨時株主総会により、単元株制度の導入に関する定款の一部変更について決議しております。

(1) 株式分割、単元株制度採用の目的

当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げ、当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、1単元を100株とする単元株制度を採用いたします。

(2) 株式分割の概要

①分割方法

2024年3月22日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、普通株式1株につき200株の割合をもって分割します。

②分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数 31,863株 今回の株式分割により増加する株式数 6,340,737株 株式分割後の発行済株式総数 6,372,600株 株式分割後の発行可能株式総数 25,400,000株

③株式分割の効力発生日

2024年3月22日

④1株当たり情報に与える影響

1株当たり情報に及ぼす影響は、(1株当たり情報)に反映されております。

(3) 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式を100株といたします。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2024年5月9日

久保畅子

株式会社 M F S 取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東 京 事 務 所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士

指定有限責任社員 公認会計士 里丁 12 上 丰了 業務執行社員

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社MFSの2023年7月1日から2024年6月30日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(2023年7月1日から2023年9月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(2023年7月1日から2023年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、 我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠 して、株式会社MFS及び連結子会社の2023年9月30日現在の財政状態及び同日を もって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる 事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結 財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と 認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する 必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の 執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書に おいて独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、 四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して 以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的 手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において 一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に 比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に 関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期 連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の 作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか 結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期 レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な 不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結 財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の 結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や 状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる 四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないか どうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、 並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと 信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に 関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督 及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、 四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に 関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる 事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な 水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上